

「名張近鉄ガスの電気供給取次契約」重要事項説明書

ご契約前に「名張近鉄ガスの電気供給取次需給契約書」の記載内容と合わせてご確認ください。

供給範囲

- お客さまは、次の全ての条件を満たす場合に、当社に対してこの電気供給取次約款にもとづく需給契約を申し込むことができます。ただし、当社が特別の事情があると認めた場合は、この限りではありません。
 - (イ) 当社のガスの供給を受けるお客さまであること。
 - (ロ) ガスと電気のご契約者さまが同一であること。
 - (ハ) ガスと電気のご使用者さまが同一であること。
 - (ニ) ガスと電気の需要場所が同一であること。

個人情報の取り扱いについて

- 契約手続きに際しお伺いしたお客さまの個人情報は、当社および大阪ガスのプライバシーポリシーに従い取扱うとともに、手続きに必要な範囲で、大阪ガスが小売電気事業者、送配電事業者または配電事業者（以下、「送配電事業者等」といいます。）、需要抑制契約者および電力広域的運営推進機関との間で共同利用いたします。

料金について

- 電気料金には毎月、燃料費調整額を加減いたします。また、電気料金の一部として、電気をご使用のお客さまに電気のご使用量に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金をご負担いただきます。

電気料金			=			
本体料金				燃料費調整額^{※2}		再生可能エネルギー 発電促進賦課金^{※2}
最低 料金 または 基本 料金	+	電力量 料金単価 × ひと月 のご使用量	-	オプション 割引 ^{※1}	±	燃料費調整単価 × ひと月のご使用量
						+
						再生可能エネルギー 発電促進賦課金単価 × ひと月のご使用量

※1 オプション割引のある料金メニューの場合。

※2 最低料金分については最低料金に適用される燃料費等調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金を申し受けます。

- 燃料費が高い場合およびお客さまの電気の使用状況によっては、これまでの料金と比べ高くなる場合があります。チラシ等に記載される料金メリットは一定の試算条件に基づくものとなります。また料金シミュレーション結果は、お客さまの電気使用実績に基づく推定値となります。ご使用状況や気候の変化等による電気ご使用量の変動、燃料費調整額等の事由により、料金シミュレーション結果と実際の電気料金は異なります。

契約内容について

- 当社は大阪ガスの電気を取次により供給いたします。
- 契約内容の詳細は当社の電気供給取次約款によるものといたします。
- 当社は電気事業法において定められている契約締結前および契約締結後の書面交付について、書面でお知らせする事項を除いては、書面交付に代えて「電気需給契約」重要事項説明書および電気供給取次約款を当社ホームページに掲載する方法によりこれを提供します。
- 当社は、電気供給取次約款を変更することがあります。この場合には、原則として、電気料金にかかわる供給条件は変更の直後の検針日から、その他の供給条件は変更を行った日から、変更後の電気供給

取次約款によります。お客さまは、変更後の電気供給取次約款に異議がある場合、解約することができます。当社は、電気供給取次約款または電気需給契約の内容を変更した場合、変更後の電気供給取次約款を当社のホームページに掲載する方法または その他当社が適当と判断した方法により公表いたします。

- 電気供給取次約款または電気需給契約の内容を変更する場合において、次に定める場合を除き、電気事業法第2条の13に基づく供給条件の説明及び書面の交付については、書面の交付、インターネット上での開示、または電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法により行い、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し記載すれば足りるものといたします。また、同法第2条の14に基づく書面の交付については、書面の交付、インターネット上での開示、または電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号のみを記載すれば足りるものといたします。
- 電気供給取次約款または電気需給契約の内容について、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の電気需給契約の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合において、電気事業法第2条の13に基づく供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すれば足りるものといたします。また、同法第2条の14に基づく書面の交付については、これを行わないものといたします。

供給開始時期について

- 電気需給契約の締結後、現在ご契約中の小売電気事業者との解約や送配電事業者との託送供給契約の締結等、当社による必要な手続きが完了した時点で、供給開始予定日を改めてお知らせいたします。他社から切り替えられる場合の供給開始予定日は、スマートメーターが既に設置されている場合はご契約手続き完了後（約10日間）の最初の検針日より供給が開始、スマートメーターが設置されていない場合はご契約手続き、スマートメーター設置（約3週間）完了後の最初の検針日より供給が開始となります。ただし、送配電事業者からの要請等により、供給開始予定日が遅れる場合があります。なお、手続きの都合により、供給開始予定日のご案内が供給開始後となる場合があります。またお知らせした供給開始予定日は、手続きの都合により変更となる場合があります。あらかじめご了承ください。
- 現在スマートメーターが設置されていない場合は、送配電事業者がスマートメーターを設置いたします。
- 現在ご契約中の小売電気事業者への解約連絡は大阪ガスが代行して行いますので、大阪ガスの供給開始とともに現在ご契約中の小売電気事業者との契約は解約されます。万が一、供給開始予定日より前にお申込みをキャンセルされる場合は供給開始予定日の2営業日前までに、当社へその旨をお申し出いただく必要がございます。

料金算定の方法と料金のお支払いについて

- 送配電事業者が定める日に毎月検針を行い、その結果を当社が大阪ガスから受け取り当社の電気供給取次約款に定める算定式に基づき電気料金を算定いたします。毎月の料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。また、電気のご使用量および電気料金は当社の会員専用サイト「マイきんてつガス」、書面その他当社が適当と認める方法にてお知らせいたします。
- 当社のガス（都市ガス、簡易ガスまたはLPガス）をご契約のお客さまは、電気料金を翌月のガス料金と合わせて、ガス料金を支払われる場合と同じ方法にてお支払いいただきます。なお、電気検針日とガス検針日の日程によっては、翌月のガス料金と合わせてご請求できない場合がございます。当社のガス（都市ガス、簡易ガスまたはLPガス）をご契約でないお客さまは、「マイきんてつガス」、書面その他当社が適当と認める方法にて料金をお知らせした後に請求いたします。
- 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合で、料金算定期間が29日以下または36日以上となった場合や、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間が24日以下または36日以上となった場合には、当該料金算定期間の料金を日割計算により算定いたします。その場合には所定の計算式に基づき、基本料金は使用日数に応じて日割計算をし、段階制の電力量料金についてはそれぞれ

れの段階の範囲を日割計算によって区分し、算定いたします。ただし、当社、大阪ガスまたは送配電事業者の都合で料金の算定期間の日数が 36 日以上となった場合を除きます。

- 電気料金は当社の電気供給取次約款に定める方法（口座振替、クレジットカード払いまたは当社が指定する方法）で、支払期日までに毎月お支払いいただきます。支払期日は、電気供給取次約款に定める支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします。
- 支払期日を経過してもなお料金のお支払いがない場合は、電気供給取次約款の定めに基づき、当社が特別な事情があると認めた場合を除き、延滞利息を申し受けます。
- 支払期日を経過してもなお料金（当社とその他の契約料金を含みます。）、延滞利息または電気供給取次約款に基づき生じたその他の債務についてお支払いがない場合等、当社が電気供給取次約款で定める一定の事由に該当するときは、当社は 15 日前を目安に通知のうえ契約を解約することがあります。

燃料費調整について

- 原油や LNG、石炭価格の変動を燃料費調整によって毎月の電気料金に反映いたします。
- 各月に適用する燃料費調整単価は、3 カ月間の財務省貿易統計価格に基づき算定し、2 カ月後の電気料金に反映いたします。

【料金への反映タイミングについて】



- 燃料費調整額の算定に用いる燃料費調整単価は、基準燃料価格（45,900 円/kl）と平均燃料価格に差が生じた場合、その差額に基づき、次のとおり算定いたします。

平均燃料価格	燃料費調整	燃料費調整の算定方法
基準燃料価格 45,900 円/kl 45,900 円/kl を上回る場合	プラス 調整	燃料費調整単価 $= (\text{平均燃料価格} - 45,900 \text{ 円/kl}) \times \text{基準単価} / 1,000$
45,900 円/kl 以下の場合	マイナス 調整	燃料費調整単価 $= (45,900 \text{ 円/kl} - \text{平均燃料価格}) \times \text{基準単価} / 1,000$

※上限価格の設定がないため、燃料価格の変動分は全て電気料金に反映されます。

- 平均燃料価格は財務省貿易統計をもとに次のとおり算定いたします。

平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ （100 円未満四捨五入）

A : 平均燃料価格算定期間における 1kl あたりの平均原油価格	$\alpha : 0.0275$
B : 平均燃料価格算定期間における 1t あたりの平均 LNG 価格	$\beta : 0.4792$
C : 平均燃料価格算定期間における 1t あたりの平均石炭価格	$\gamma : 0.4275$

- 基準単価は 0.233 円となります。

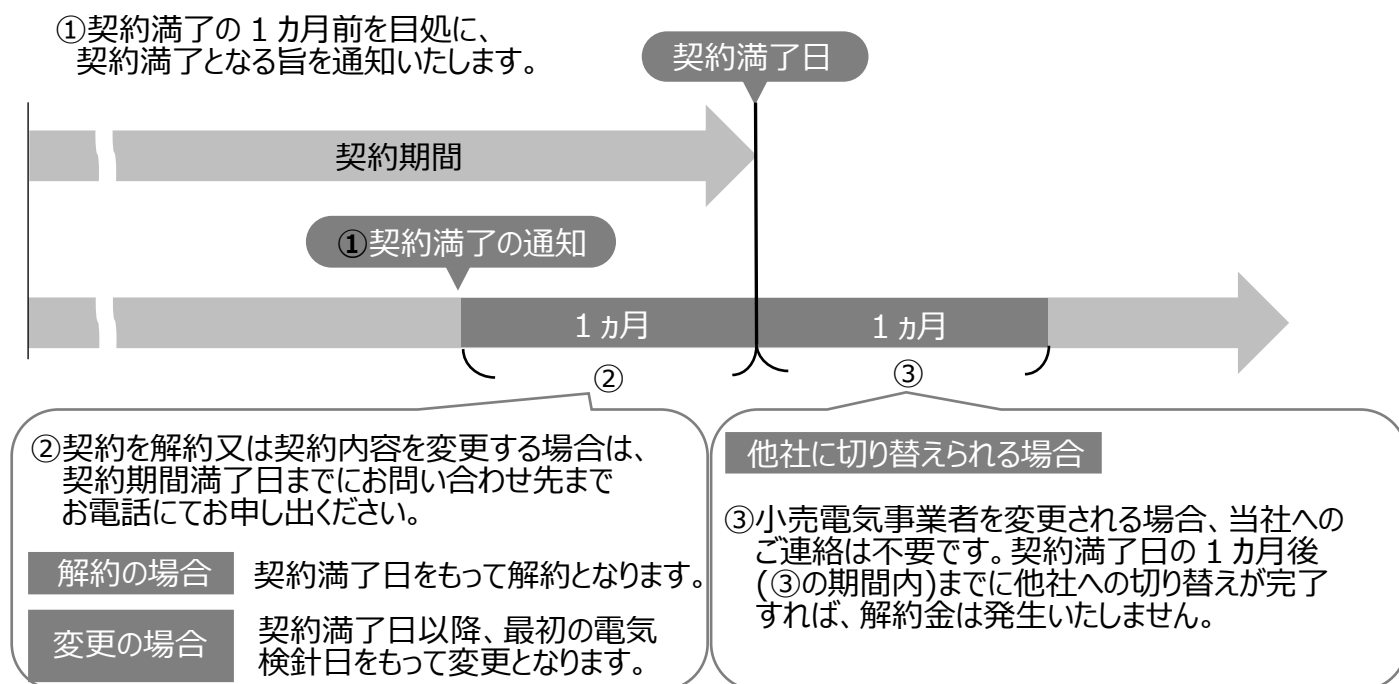
- 各月に適用する燃料費調整単価は適用の 2 カ月前の月末に大阪ガスホームページにてお知らせいたします。最新の燃料費調整単価や平均燃料価格の推移については、大阪ガスホームページにてご確認ください。



契約期間、契約の変更および解約について

- 契約期間はご契約された料金メニュー・オプション割引に別段の定めがある場合を除き、需給契約が成立した日から、需給開始日以降 1 年目の日までといたします。
- お客さまが同一の需要場所において電気の購入先を当社から他の小売電気事業者に変更される場合には、新たな小売電気事業者に対し契約のお申込みをしていただきます（当社への解約のお申し出は不要です）。
- 契約期間満了に先だって需給契約の解約または変更がない場合は契約期間満了後も同一条件、同一期間で自動更新いたします。更新後の契約期間等は、書面、電子メール、インターネット上での開示等当社が適当と判断する方法によりお知らせいたします。
- 解約金の定めのある契約については、当社指定期間外での契約変更または解約に対し、解約金を申し受けます。上記期間の到来は、書面、電子メール、インターネット上での開示等当社が適当と判断する方法によりお知らせいたします。
- 契約の変更を希望される場合は、当社へお申し付けください。転宅等により解約される場合は、解約を希望される日の 2 営業日前までに当社へお申し出いただく必要がございます。
- クーリングオフにより契約を解除された場合や当社から契約を解約した場合等で、お客さまが無契約状態となったときには、電気の供給が停止いたしますので、他の小売電気事業者へお申し込みいただく必要があります。
- お客さまが、当社に通知をされないで需要場所から移転され電気を使用されていないことが明らかな場合や、お客さまの責めとなる理由により保安上の危険を生じた場合等には、当社は需給契約を解約することがあります。

長期 2 年割引を適用のお客さま



※ 契約満了日までに変更や解約手続きが完了していない場合、契約満了日をもって、従前と同一の内容で契約を更新いたします。

当社からの申し出による解約に関する事項について

- 支払期日を経過してもお支払いが確認できない場合、お客さまがガスに関する契約を解除した場合等には、当社は 15 日前を目安に通知のうえ契約を解除いたします。
- その他保安上危険な場合等、電気供給取次約款 41（解約）に該当する場合には、契約を解除する場合があります。

- お客さまがその他電気供給取次約款に反した場合には、当社は、そのお客さまについて需給契約を解約することがあります。

その他

- 託送供給等約款の定めに従い、当社の供給電気方式および供給電圧は、電灯契約の場合は交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルト、動力契約の場合は交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。
- 契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとします（30 アンペアはベースプランのみ）。契約電流のご希望がある場合は、当社へお申し付けください。ただし、需要場所における小売電気事業者の変更により当社との需給契約を締結する場合は、お客さまから申し出がない場合、原則として当該小売電気事業者との需給契約終了時点の契約電流の値といたします。
- 契約容量、契約電力は、需要場所における小売事業者の変更により当社との電気需給契約を締結する場合は、原則として当該小売電気事業者との電気需給契約終了時点の値にするほか、電気供給（取次）約款の定めに従い定めることといたします。
- お客さまが新たに電気を使用される場合等で、新たに配電設備や特別供給設備を施設するときや、新たな電気の使用等にとみなわないでお客さまの希望によって供給設備を変更する場合は、当社は託送供給等約款等に従い大阪ガスが送配電事業者等に支払うべき金額を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。
- 送配電事業者等の指示や災害の発生等により電気の供給を中止または制限する場合があります。これら、当社および大阪ガスの責めによらずに電気の供給を中止または制限する場合、当社および大阪ガスは損害賠償責任を負わないものといたします。
- ご自宅で人工呼吸器等の医療機器をご使用されている場合等で停電等により損害を受けるおそれがある場合は、代替電源のご準備等必要な措置をお客さまにて講じていただきますようお願いいたします。
- 当社、大阪ガスまたは送配電事業者等が必要と判断した場合には、お客さまの承諾を得て、係員をお客さまの使用場所に立ち入らせていただきます。この場合、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。また、電気供給に必要な設備の施設や電力品質維持に関して必要な協力、その他託送供給等約款等におけるお客さまが遵守すべき事項について承諾していただきます。
- 現在ご契約中の小売電気事業者との契約を解約することで、解約金の発生やポイントの失効等、お客さまの不利益となる事項が発生する可能性があります。

Daigas
Group

名張近鉄ガス株式会社

〒518-0621 名張市桔梗が丘1番町1街区5番地の1 FAX.0595(65)9631

TEL.0595(65)2311

（代表）

【お問合せ時間】
AM9:00～PM5:00
(年末年始除く)

〈小売電気事業者〉大阪ガス株式会社 大阪府中央区平野町四丁目1番2号(登録番号A0048)